

医療法人社団 廣風会 介護老人保健施設 ラ・クラルテ

通所リハビリテーション

介護予防通所リハビリテーション 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団廣風会が開設する介護老人保健施設ラ・クラルテ(以下「事業所」という。)が行う指定通所リハビリテーションの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態にある高齢者(以下「利用者」という。)に対し、第一に適正な指定通所リハビリテーションを提供すること、第二に「心身機能」「活動」「参加」等の生活機能の維持・向上を図る為のリハビリテーションを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練や活動・参加を通してのリハビリテーションを行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに動作の維持、回復を図るとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

(施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 医療法人社団 廣風会 介護老人保健施設 ラ・クラルテ
- (2) 所在地 神奈川県横浜市神奈川区菅田町656番地1

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 1名(常勤)

管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従業者に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行う。

(1 単位目)

二 従事者

医師 1名(常勤1名)

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 4名以上（常勤4名）
看護職員 2名以上（非常勤2名）
栄養士 1名以上（常勤1名）
歯科衛生士 1名以上（非常勤1名）
介護職員 5名以上（常勤5名）
従事者は、指定通所リハビリテーション等の業務に当たる。

（2単位目）

二 従事者

医師 1名（常勤1名）
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 2名以上（常勤2名）
看護職員 2名以上（非常勤2名）
介護職員 4名以上（常勤1名、非常勤3名）
従事者は、指定通所リハビリテーション等の業務に当たる。

（3単位目）

二 従事者

医師 1名（常勤1名）
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 2名以上（常勤2名）
看護職員 2名以上（非常勤2名）
介護職員 4名以上（常勤1名、非常勤3名）
従事者は、指定通所リハビリテーション等の業務に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（1）営業日

1単位目（7時間以上8時間未満）、2単位目・3単位目（3時間以上4時間未満）
ともには月曜日から金曜日までとする（祝日も営業とする）。
ただし、12月30日から1月4日まで、8月12日から8月16日
までは除く。

（2）営業時間

午前8時30分から午後5時30分までとする。
ただし、サービス提供時間は、
1単位目（7時間以上8時間未満）は午前9時から午後4時まで
2単位目（3時間以上4時間未満）は午前9時から午後12時まで
3単位目（3時間以上4時間未満）は午後1時45分から午後4時45分ま

でとする。

(通所リハビリテーションの定員)

第6条 事業所の指定通所リハビリテーションの定員は、1単位目(7時間以上8時間未満)は27名まで、(3時間以上4時間未満)は午前の2単位目・午後の3単位目それぞれ40名までとする。

(通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 指定通所リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

- (1) 状態の観察及びバイタルチェック
- (2) 入浴・清拭等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活上の世話
- (4) 機能訓練
- (5) レクリエーション
- (6) その他必要な通所リハビリテーションの提供

2 通所リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所リハビリテーション等が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。詳細は料金表のとおりとする。

3 その他の費用として、利用者から費用の額の支払いを受ける内容は、以下のとおりとする。

(1) 次条の通常の事業の実施地域を越えて送迎を行う指定通所リハビリテーションの交通費。

事業所から、片道おおむね 5キロメートル以上 1,047円

(2) 食材料費 1回 913円(食材料費406円+調理コスト507円)

(3) おむつ代(業者直接取扱)

リハビリパンツ(S) 72円/枚

リハビリパンツ(M) 79円/枚

リハビリパンツ(L) 86円/枚

リハビリパンツ(LL) 96円/枚

尿とりパット 22円/枚

4 通常のサービス提供の範囲を超えて、利用者から費用の額の支払いを受ける内容は、以下のとおりとする。

- (1) 行事代 実費
- (2) ティータイム (利用者の希望で提供した場合) 157円
- (3) 行事食 (毎月1回利用者の希望で提供した場合) 550円
- (4) 成年後見人の手続書類一式 (手続が必要となり依頼があった場合)
金額: 104,762円
- (5) 死体検案書又は、死亡診断書 (施設内にて亡くなられた場合)
金額: 33,000円
- (6) 一般診断書・傷病手当金請求書 (利用者より依頼があった場合)
金額: 3,300円
- (7) 特別診断書(利用者より依頼があった場合)
金額: 5,500円・8,800円
- (8) 領収証再発行手数料(利用者より依頼があった場合)
金額: 550円
- (9) 健康管理費(予防接種代等)、個人の嗜好品、電話代、その他(利用者の希望で提供した場合)については、実費とする。

5 第2項から第4項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けるとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、横浜市(旭区、港北区、神奈川区、保土ヶ谷区、緑区)の一部の区域とする。一部の区域とは下記に示すとおりとする。

神奈川区: 菅田町 羽沢町 三枚町 片倉町 片倉1~2丁目 神大寺1~4丁目
六角橋2~6丁目 中丸 栗田谷 三ツ沢(上町 中町 下町 東町
南町 西町) 松ヶ丘 松本3~5丁目

旭 区: 川島町 白根6丁目 中白根1~4丁目 上白根2丁目

緑 区: 東本郷1~6丁目 鴨居1~7丁目 竹山1~4丁目 鴨居町

港 北 区: 鳥山町 小机町

保土ヶ谷区: 上菅田町 東川島町

(サービス利用にあたっての留意事項)

第9条 サービスを利用するにあたって、利用者は飲酒、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の利用者に迷惑を及ぼす言動は行ってはならないものとする。

(衛生管理等)

第10条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水につい

て、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずる。

2 事業所において感染症の発生、及び、まん延を防止するために次の措置を講ずる。

一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

（緊急時等における対応方法）

第 11 条 事業所の職員は、利用者に対するサービスの提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

2 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

3 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（非常災害対策）

第 12 条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は、火気・消防等についての責任者を定め、消火、通報及び避難の訓練を年2回以上定期的に行う。

（苦情に対する対応方針）

第 13 条 事業所は、自らが提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。

2 事業所は、自らが提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って行う。

(事故発生時の対応)

第14条 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録する。
- 3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報保護)

第15条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(虐待の防止)

第16条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるよう努めるものとする。

- 一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
- 二 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(秘密保持等)

第17条 事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

事業所は、従業員であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を記載した、雇用契約を締結するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の

提供を継続的に実施するため、非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携)

第19条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との連携に努めるものとする。

(ハラスメントの強化)

第20条 事業所は、適切な指定通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第21条 事業所は、従業者の質的向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1)採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2)継続研修 年4回
- (3)従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (4)従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- (5)この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団廣風会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は平成15年6月1日から施行する。

この規程の一部改正は平成21年2月1日から施行する。

この規程の一部改正は平成21年6月1日から施行する。

この規程の一部改正は平成21年9月1日から施行する。

この規程の一部改正は平成22年6月1日から施行する。

この規定の一部改正は平成23年8月1日から施行する。
この規定の一部改正は平成24年4月1日から施行する。
この規定の一部改正は平成25年12月1日から施行する。
この規定の一部改正は平成26年4月1日から施行する。
この規定の一部改正は平成27年4月1日から施行する。
この規定の一部改正は平成27年9月1日から施行する。
この規定の一部改正は令和1年10月1日から施行する。
この規定の一部改正は令和5年4月1日から施行する。
この規定の一部改正は令和7年4月1日から施行する。